

第3回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和8年6月26日（金）13：01～15：45

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第3回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

※別紙1～別紙3あり

資料2 各会派から提出された意見等について

※別紙1～別紙3あり

資料3 令和元年度以降の政務活動費収支報告書の修正届報告状況

委 員：ただいまから、第3回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議を開催する。

本日は、各会派から提出いただいた意見等について、他都道府県等の状況等、議論の参考となる情報の報告を事務局から受けた上で、それも踏まえ、ガイドライン改正に向けた論点の絞り込みやその方向性等についての意見をいただきたい。

本日の意見を踏まえ、今回のプロジェクト会議で、絞り込む論点についてのガイドライン改正案のたたき台や中長期的な課題として整理する論点の案をお示ししたいと思うので、よろしくお願いします。

それでは、協議に入る。

いただいた意見等ごとに、事務局から参考となる情報の報告を受けた上で、委員間討議を行ってまいりたい。

資料1は、前回のプロジェクト会議でも配付しているが、いただいた意見等を現行ガイドラインの該当する箇所に落とし込んで整理したものであるため、現行ガイドラインの記述等を参考とするのに適宜参照いただきたい。

資料2は、各意見等について、他都道府県の状況等の参考となる情報をまとめたものであり、これに沿って検討を行っていききたい。

なお、**資料3**は、前回の委員協議で委員から求めのあった近年の政務活動費収支報告書の修正届報告状況なので、参考にしていきたい。

それでは、まず、**資料2**、1ページの①、「政務活動費を充当するのに

適さない例」に係る事務局からの検討事項について、事務局から参考情報の説明をお願いします。

事務局：〔資料 2〕により説明。）

委員：ただいまの説明も踏まえ、この検討課題について意見や質問はあるか。

全国都道府県議会議長会の資料の更新は形式的な修正が主ということだったが、本県議会のガイドラインもそれに合わせた形式的な修正をするにとどめるか、この際、各項目等について何か内容の見直しを行うかなどについて意見をいただきたい。

委員：当会派から提出した意見に係る飲食を伴う政務活動については、先ほどの説明に加えて、全国都道府県議会議長会の資料であるとか、全国では今こういった状況であるかということも説明いただくと議論が進みやすいのではないかな。

事務局：おっしゃっていただいた事項については、次の②で議論していただきたい。

委員：〔資料 1〕の 3 ページで、三重県議会として政務活動費を支出することが不適切と考えられる例として、「飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出」というのがあるが、下のほうで自民党県議団が「懇親会での飲食の場合は、可としたい」というのは、この最初のところには入っていないということによいのか。

事務局：おっしゃるとおりだが、議論の整理として、〔資料 2〕の 4 ページの②で飲食については議論いただきたい。

委員：その上で、今、①について、何か決定をしているのか。

というのが、①の中の⑤として「飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出」は不適切というのが今の三重県のガイドラインであり、全国都道府県議会議長会の資料も同様なのであれば、①の検討事項の中で決めるということなのか、もう次の②に入ってもらえるのか。

事務局：説明がうまくできずに申し訳ない。

特に飲食の部分については、提案いただいた話でもあり、しっかり議論していただきたいと思うので、①というよりは、別枠の②で検討いただきたいと思っている。

委員：確認する。

①は、全国都道府県議会議長会の資料について平成 25 年から平成 30 年にかけて変更があったので、そこに関して本県議会のガイドラインと

して、全般、字句修正も含め、見直すべきものはないかということを検討いただきたいという趣旨でよかったか。

事務局：そうである。

委員：ということである。

具体的には、飲食を伴うものに係る意見については②、7ページからの別の検討事項は③というふうに、丸数字が検討項目ということになっている。前回もお配りした資料1には丸数字は付いていないが、各会派から出された意見もしくは事務局として気づいた点について、四角囲みがされているものに、順次ナンバリングがされており、それに従って、皆さんに協議いただきたいので、よろしくお願いします。

①の検討に関しては、資料2の1ページの「(新)平成30年資料」というものが最新の全国都道府県議会議長会のガイドラインになっているので、これを見ていただき、三重県議会としてどうかということだが。

委員：新しいものとして平成30年の資料が出ているが、この平成30年2月の資料が出たタイミングで、三重県議会での議論はなかったのか。

事務局：平成30年のタイミングで改正の議論は行っていない。

委員：全国都道府県議会議長会で変更した資料が出たときには、三重県議会ではそのときが来たらまた議論というような空気感だったのか。ともかく、その平成30年のときには、全国議長会から資料が出たからといって三重県議会でも議論したということはないという理解でよいのか。

委員：趣旨を確認すると、平成30年に全国都道府県議会議長会から資料が出たことを受けて、三重県議会としてガイドラインの見直しをしたのかどうかということか。

委員：そうである。

事務局：見直しはしていない。

委員：理解した。

委員：字句も、本当に軽微かも分からないが、「充当するのに適しない」が「対象とするのに適さない」と変わっていたりとか、そういう細かい話もあるので、この辺りを三重県議会としてどうしていくかということも含めて、この①の項目では意見をいただきたい。

委員：資料2の3ページの「＜会議費＞」のところに、「飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費」と書いてあるが、「係る経費」とは何を指すのか。その下にも「係る経費」とあるが、この経費は一体何をもつ

て定義しているのか。

事務局：想定されているのは会合の参加費が主なものではないかと理解している。

委員：資料1の3ページの「＜三重県議会決定事項＞」の「⑤、⑥に関連して」に、「会食を伴う懇親会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。」とあるのが「係る経費」なのかなと思った。

それと、その下の段に「今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました」とある挨拶等だけの場合というのは、それを受けて、三重県議会でこうしたということなのか。資料1の3ページに書いてある「＜三重県議会決定事項＞」というのは、平成30年の全国都道府県議会議長会資料を受けて決定されたのか。

委員：「＜三重県議会決定事項＞」の部分は、平成30年の全国都道府県議会議長会のガイドラインの改定を受けて見直したものかという質問だが、平成30年の資料を受けての見直しはしていないということなので、おそらくこの決定事項は平成30年より以前と思われる。

事務局：この法改正は平成24年に政務調査費が政務活動費になったタイミングのもので、これはあくまで平成25年の全国都道府県議会議長会の考え方が出たときに三重県議会でこういう決定をしたということであり、平成30年のこととは関係のない記述である。

委員：では、「係る経費」というのは、平成30年のものなので、これ以外ということだな。今の事務局の話だと、ここに書いてある「会議部分のみの負担金が」というのは平成25年のことだとすれば、平成30年に、この「《経費別》」のところで「＜会議費＞」について変えてもらっている部分は、プラスで出てきたという感じか。「係る経費」として、何か別のものが入ってくるということなのか。

委員：事務局も含めて、私の認識を確認してほしい。

全国都道府県議会議長会で考え方が示されていて、平成25年のものがあるって、平成30年にそれが見直された。その中で、例えば、「《科目別》」が「《経費別》」と費目名が変わって、かつ、中身の表現に関しても、「飲食費」としていたものが「飲食に係る経費」と言い換えがされ

た。この部分に関しては、おそらく中身が変わったというより表現が変わっただけで、「飲食費」と「飲食に係る経費」で何か違いがあるかと言ったときに別に違いはないと私は解釈している。また、この平成 30 年に変わったということとはまた別で、政務調査費が政務活動費にと法律改正がなされたときに、三重県議会として、飲食を伴うものは適さないというふうに、最終的には代表者会議か何かで決定したことが資料 1 の 3 ページの中段以降の「＜三重県議会決定事項＞」なのではないかと思っているが、その理解でよいのか。

委員：そうすると、資料 1 の 3 ページで、三重県議会は既に「⑤、⑥に関連して」のところで、「会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。」としていて、資料 2 では、「次の経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。」というところで「飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費」となっており、これは平成 25 年には認められていた会議部分のみの負担金も駄目になるということなのか。平成 25 年には、三重県議会は、飲食を伴ったとしても領収書に明示されていれば会議部分のみの負担金の計上を認めているが、この平成 30 年の全国都道府県議会議長会の資料だと「係る経費」も適さないということになっていて、全国議長のほうが厳しくなっているように見える。

事務局：平成 25 年の資料と平成 30 年の資料を比べると、ほぼシンプルな意味での字句の修正をされたということであって、取扱いの趣旨を大きく変えるようなイメージでは捉えていない。

資料 2 の 3 ページの新旧対照表を見ていただくと、もともと平成 25 年資料では「次の経費への」と書いてあるのに「各種会合」とか「出席」というのが語尾になっていて、整合していないところがあったが、平成 30 年資料では、全てが何々に係る経費と統一されている。おそらくそういう形式的なところかと考えられ、「飲食費」から「飲食に係る経費」になったことで、全国都道府県議会議長会が厳しくなったということのようなことではないと認識している。

委員：2 つ考え方があると思う。平成 30 年資料の「飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費」は全部駄目という読み方もできるのではないのか。あえてこの変えなくてよいところを「係る経費」としているのは、飲食

等の全ての経費ということなのか。なぜここを変えるのかという理由が分からない。

委員：また私の認識を聞いてほしい。「係る」という表現は、行政用語、法令用語で、「に関する」と言い換えてもよいだけの話であり、「係る」と入っただけで、何か別の意味合いを持つとはあまり思わない。「何とかについての」というのを、法令用語では「何とかに係る」と表現するだけの話で、「係る」に特段の意味合いがあるとは思わないが、その辺り、事務局はどうか。

事務局：一般的に田中座長がおっしゃったような解釈かと思うが、即答はできないので、この「係る」が加わった趣旨については、全国都道府県議会議長会に改めて確認させていただく。

委員：ほかに3ページの中段の「公職選挙上の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に係る経費」といった部分もあるので、この辺りは、全国都道府県議会議長会に確認しておいてほしい。

委員：これは会議費だが、「係る経費」に交通費も入ってくるのかどうかも確認したい。

事務局：人によって考え方が変わってくるところがあるかと思う。

委員：これはもうストレートに飲食費のことだと思う。

ちょっと皆さんに協議いただきたい。私の意見になってしまうかもしれないが、何か意見交換会があって、その後懇親会があったという場合に、その場所へ行く交通費に関しては、前段の意見交換会もあるので、政務活動とみなされるのだろうと思う。だけど、飲食費部分の会費に関しては、ここは飲食だけが主とした会合なので、この飲食に係る会費、参加費等は政務活動費の対象とすべきではないというのが、三重県議会のガイドラインの考え方だと思う。

委員：会議費というのは旅費を含んでいるのか。

事務局：そのとおりである。会議費の中に旅費も含まれている。

委員：ということは、旅費も駄目ということだな。

委員：確認する。会議費の中に、参加費等を計上する科目があったのではないかな。

事務局：ある。

委員：だから、会議費という科目の中に旅費と参加に係る経費があると。

委員：それは分かるが、今、会議費の中に旅費が含まれると言われたので。

- 委員：いや、会議費という科目の中に旅費があるという答弁だったと思う。
- 委員：「《経費別》」のところにわざわざ「＜会議費＞」と書いてあるが政務活動費の会議費とこの会議費は定義が違うのか。
- 委員：事務局、確認だが、**資料2**の1ページから3ページにかけての新旧対照表は、あくまでも全国都道府県議会議長会の考え方であって、三重県議会のガイドラインではないので、まるきり同じ対応をしているわけではないということでしょうか。
- 事務局：そうである。
- 委員：だから、こう変わってきているので、三重県議会としてもそこを見直すのかどうかというのが、この①の協議内容に含まれるということだな。
- 委員：**資料2**の①の検討事項は、全国都道府県議会議長会の資料に対して何か三重県議会として検討する必要があるかということで、三重県議会のガイドラインに対しての意見はあるが、全国議長会の資料に向かってというのはどうなのか。
- 委員：資料として、三重県議会のガイドラインが横に欲しいということだな。
- 委員：私たちは三重県議会のガイドラインに意見を言って、直すのなら直せるのか分からないが、全国都道府県議会議長会のものがそのまま出されて、三重県議会のものとは違うと言われても、そちらに向かって言うてもしょうがない。
- 委員：大前提として、全国都道府県議会議長会がこれを出したからといって三重県議会がそれに倣わないといけないというものではないのではないのか。あくまでも参考である。だから、三重県は三重県でガイドラインをこれまでもやってきたし、今後もやっていってよいのではないのか。その中で、全国議長会の資料がこう変わったというのを我々に新旧対照表のような形で示してもらっていて、全国議長会の資料が平成30年に変わったが、三重県議会に取り入れるものはあるかというのが①の問いかけということか。
- 事務局：そうである。全国都道府県議会議長会の資料というのは非常によく考えられていて、全国一般的に広く共通の理解になっているので、大変参考になる部分が多いと思っている。基本的にはそちらをベースにガイドラインを作っているというところもあり、全国議長会のガイドラインは平成30年以降変わっていないので、今回、そういう字句の修正等を三重県のガイドラインに反映させることができればいいのではないかという

ところになる。

委員：事務局に確認するが、①の中で、三重県議会のガイドラインと異なるものはどれかと聞かれたら、お答えいただけるか。例えば、**資料2**の2ページで「選挙活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。」と書いてあるので、三重県議会のガイドラインも全国都道府県議会議長会のガイドラインのように直してはどうかという問題提起なのかとかいうことを今ここで提示いただけるか。

それがないのであれば、今日の資料には不足があると思うので、①の項目に関しては後刻という形にしたいと思うが、いかがか。

全員：異議なし。

委員：そうしたら、新しい全国都道府県議会の資料と今の三重県議会のガイドラインとを両方並立して書いておいてほしい。

事務局：全国都道府県議会議長会の平成30年資料と平成25年資料、三重県議会のガイドラインの3つを並べた形で改めて提示させていただく。

委員：全国都道府県議会議長会の平成25年資料は要らないのではないか。

委員：結構なボリュームになるのではないか。

事務局：ガイドラインでいうと3ページくらいにはなってしまう。

委員：**資料2**の①の項目に関しては、事務局としての問題提起であり、各会派から出された意見ではないので、事務局として、抜粋でよいので、三重県議会のガイドラインと全国都道府県議会議長会の資料を対照しながら、どういうところをこのプロジェクト会議で検討してほしいのかが分かる形の資料を次回、調製いただきたいと思うが、皆さんいかがか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。事務局は資料の調製をよろしく願います。

事務局：承知した。

委員：先ほど委員が言われた内容については、**資料1**の3ページの「＜三重県議会決定事項＞」の「⑤、⑥に関連して」の「本県においては」の部分で解決できるのではないか。

委員：三重県議会のガイドラインはそうだということである。

だが、①の検討事項の中で、ほかにも「政務活動の対象とするのに適さない例について」についていろいろ書いてあるが、三重県議会のガイドラインとの関係がちょっと分からないので、もう一度仕切り直して、

新しい資料の下で協議をお願いしたい。後刻、①の検討事項については、プロジェクト会議として協議したい。

それでは次に、4ページの②、懇親会等での飲食に係る自民党県議団からの意見について、事務局から参考情報の説明をお願いする。

事務局：（資料2及び資料2－別紙1により説明。）

委員：ただいまの説明も踏まえて、この論点について意見や質問はあるか。

なお、この論点について、今期中にガイドライン改正にまで持っていくのか、あるいは改選後を見据えて中長期的な課題として整理するのかについても意見をいただきたい。

委員：自民党県議団からすごくよい問題提起をしてもらったが、4年任期のうちの3年間で今までのやり方でやってきて、我々の任期もあともう少しという形になる。事務局のほうで詳しく各都道府県の状況をまとめてもらったが、これを見ても、各都道府県で金額についても可・不可のことについても様々で、いろいろと備考にも書いてもらっており、これらを参考とし、理解していかなければならない。個人的な意見で言うと、最終的な決め方ということであれば、最終年度になるので、次期、新たに改選で選出される県議会議員において、こういったことを来年度以降どうするのか決めてもらうために、今年度の我々の責任として、課題整理等、もう少し議論を深めて、改選後の人に申し送るという形がいいのではないかなと思う。

委員：この点を改正するとしたら、きちんと県民の皆さんの理解を得ることが必要であり、この中で慎重な議論が必要と思うので、私も今の委員の方向性にはおおむね賛成である。きちんと課題整理だけは、この任期中にしっかりとやっていきたいと思う。

委員：一度整理をする。自民党県議団からは、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会の場合の飲食は可とするべきではないか、そういう検討をするべきではないかという問題提起がされている。このことを、今後、このプロジェクト会議の中で協議していくということでまずはよいのか。

全員：異議なし。

委員：その上で、事務局から提出された資料2－別紙1を見ていただくと、各県様々であり、条件つきで可としているところでも、その条件自体が本当に、十人十色ではないが、いろいろなものがある。可とするかどうか

かは後に置いておくとしても、条件自体を見てもたくさんあるので、この今期のプロジェクト会議で改正まで持っていくということについては少し時間がなさすぎるのではないかという意見をいただいたが、その点についてはいかがか。

委員：三重県議会では、資料1の3ページの「＜三重県議会決定事項＞」にあるように、過去にもこういう食事代の関連で議論があつて、かつ、一定の結論にたどり着いたものだとは私はこの議会に来て思っている。議員という職業は、一般から見てみたら、すごく給料のよい仕事である。そういう中で、会食を伴う懇談会といえ、1回にかかる経費もすごく高価なもので、一般庶民からしたら、食事に1食1人3000円かかるのはどうなのかというものも本当にたくさんある。そういう感覚に鑑みれば、当然、私はその飲食の費用というのは、税金から出すべきものか分らないし、むしろ出さなくてよいと思う。私は、三重県議会決定事項をそのまま貫いたらいいんじゃないかと思う。来年、選挙がある年でもあるし、これからいろんな例を見て議論しようとするので皆さんの時間も使うことになるんじゃないかと思うので、私個人としての意見では、そんなに時間をかけるべきものなのかと疑問を呈したいと思うところである。

委員：という御意見である。要するに、過去に三重県議会として議論して得た結果なので、今のガイドラインのままでよいのではないかという意見ということだな。

委員：皆さんに議論いただいて、最終的に、今、言われたように、引き続きこのガイドラインを変えないという結論になったらそれはそれでいいと思うが、今日事務局にもこの資料を提出いただいたので、少なくとも会派に持ち帰っていただき、会派の中で議論いただいて、また次回以降、この部分をどう扱っていくのかを決めたらいいのかなと思う。

委員：会派に持ち帰って一考いただきたいとの意見だと思うが、いかがか。

委員：私は一人会派だが、あまりこのような飲食を伴う会議に参加することがない。具体的に年間どれくらいかかっているのか、参考程度に教えていただいてよいか。

委員：なかなか答えるのが難しく、人それぞれだと思うが、政務活動費として計上はしていないけれども、年間これくらいかかっていると明確にお答えいただける方はいるか。

委員：政務活動費に上げてはいないが、毎年、商工会議所の賀詞交換会なん

かは、参加イコール何千円という形で昼の時間に参加費を支払っている。それ以外では、個人的に懇親会には参加していないが、いろんな団体の設立何十周年の記念式典があって、飲食を伴う懇親会も参加する場合は、5000円だったり、1万円だったりという会合の案内も年間最低でも3つはいただいている。

委員：自民党県議団の中でこういう話が出るということは、ある程度一定の負担があるのかなと考えるのだが、それがどれくらいの負担かというのは本当に個人によると思う。多分私は最も庶民感覚に近いので、これを政務活動費で出したいなという金額を参考程度に知りたいというところである。

総会の後続くような飲食を伴う懇談会に関して、私もあまり出席しておらず、欠席扱いにしている、出たとしても多分自分で払うのかなという感覚なのだが、その部分を税金で払うということの妥当性というか、正当性というか、あと、金額が年間1万円、2万円ならまあいいかというのか、10万円かかるから税金で出してほしいというのか、このことが議題に上がったそもそもの考え方を聞きたい。

委員：地域によって、選挙区によって、また、議員の活動のやり方によって、ここの部分がどれぐらいかかってくるかというのはそれぞれ違うので、なかなかここで幾らかかっているのかと言われてもお答えしにくいし、具体的にじゃあどういう団体の意見交換会に出ているのかと言われても、それは相手側の問題もあるので、なかなかここでそこまで申し上げることは難しい。

委員：個別具体的なことまでお聞きする必要はなく、ざっくり幾らなのかなという感覚だった。

一度、各会派に持ち帰って検討することでよいかなと思う。

委員：個別具体名は挙げないが、この12日に開催される会は、式典は無料、懇親会まで行ったら1万円と明記してある。私は出席しないが、そういう会はある。

委員：とりあえず少数会派の委員に関しては、今、意見があったが、それぞれの会派で一度持ち帰っていただいて、このことについて、今のガイドラインから見直すべきかどうかという会派としての意見をまとめて、出していただくという方向でお願いしたい。

そのときには、他都道府県の資料も用意いただいているので、これも

持ち帰っていただいて、他都道府県はどうかということとか、あと資料2の5ページ以降には裁判例等もついているので、この辺りのところも各会派で共有した後に意見としてまとめていただきたいと思います。

その意見についていつまでにということについては、後刻また協議をさせていただきたいので、よろしくお願いします。

委員：この食事代についてそれぞれの会派でどう考えているのかというところの確認と、もう一つ、今期中にガイドライン改正にまで持っていくのか、それとも改選後を見据えた中長期的な課題という形とするのかというところも会派のほうで議論するというところでよいか。

委員：補足をいただいた。いつまでにどうするということも含めて会派のほうで協議をいただいて、今回のプロジェクト会議でお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次は、7ページの③、「会費として支出するのに適さない例」に係る事務局からの検討事項について、事務局、参考情報の説明をお願いします。

事務局：③だが、全国都道府県議会議長会資料の新旧対照表であり、①の検討事項と同様なので、資料を修正させていただいて、全国議長会の資料と今の三重県のガイドラインを並べる形で、次回、お示しさせていただきたいと思う。

なお、前回のプロジェクト会議で提出した資料2－別紙2に記載漏れがあったので報告する。今回お配りしている資料1－別紙2を御覧いただきたい。一番下のポツで、「飲食・会食を主目的とする各種会合の会費」という部分が記載漏れをしていたので、お詫びする。

委員：では、この③の項目については、①と同様に取り扱うということにさせていただくので、よろしくお願いします。

では、次に、9ページの④、車賃に係る新政みえ及び自由民主党からの意見について、事務局から参考情報の説明をお願いします。

事務局：（資料2及び資料2－別紙2により説明。）

委員：事務局に確認するが、三重県議会の場合は、一般職に属する県職員の旅費規定と同じにすることがまず大前提にあるということによいか。

事務局：一般職に属する県職員の旅費の規定を議員の公務に係る旅費の条例が準用していて、その公務の旅費の支出基準を政務活動費の旅費の支出基準として引っ張ってきているということで、結局連動している仕組みに

なっている。

委員：ということだな。

その状況の中で、この23円／キロメートルというのを見直してはどうかという問題提起が自由民主党と新政みえから出されていることについて協議しようというものだが、意見はあるか。

委員：今、県庁では、再検討する予定はあるのか。

事務局：今のところは伺っていない。

委員：今までの経緯からすると、この価格がよいか悪いかというよりは、やはり一般職に属する県職員の旅費と合わせておいたほうがよいのではないかという気がする。こちらを変えるのであれば県庁とリンクしたほうがよいのではないかと思う。だから、23円／キロメートルが高い、安い前の段階で、例えばこのプロジェクト会議から県庁に再検討しないのかと言っていたいただいても結構である。こちら単独では動かさないほうがよいという気がする。

委員：一般職に属する県職員の旅費を準用するということでよいのではないかということと、もし見直すのであれば、このプロジェクト会議からなのか、議会改革推進会議からなのか、またはそれを受けた代表者会議からなのか分からないが、執行部に対して見直さないのかということを書いていってはどうかという意見だと思うけれども、後段の部分については、性格上、議会から一般職に属する職員の旅費について手を突っ込んでいくというのはなかなか難しいかなとは思う。これについて事務局から何かコメントはあるか。

事務局：私のイメージとしては、議員の旅費は、一般職に属する職員のところが決まって、そこを準用しているという流れかと思っており、向こうが決まって、それにこちらが自動的に合わせていくような立てつけになっているので、こちら発進というよりは執行部発進かと理解している。

委員：11ページの（２）のそれぞれの項目の金額だが、根拠として、例えばガソリン代の「ガソリン価格÷平均燃費」は、私の経験上、企業でいくと昔はトヨタカローラという車があって、その燃費を取っていたとか、一番大衆の車を取っていたとかがあって、例えばオイル代の「交換目安距離」というのも、どのぐらいなのか分からない中での金額が入っているので、この根拠というのが分からないという現状だと思う。

委員：委員に確認するが、これは一般職に属する職員の旅費の決め方、根拠

のところなので、要するに、一般職に属する職員のところへ手を突っ込んでいくというつもりなのか。

委員：これをもって、我々の旅費が運用されるという中で、この中身の明細が分からない金額なのである。この根拠とする距離とか、価格とかが分からないので、これが適正なのかどうか分からないという現状じゃないかということである。

委員：議論の入り口の整理をするが、一般職に属する職員と同じにしておいたほうがいいのではないかという発言もあったが、もし一般職に属する職員の23円／キロメートルというのが適切ではないのであれば、議会は議会として別に設定したほうがよいという考えでの意見かという確認だけしたい。

委員：そういう場合になるかも分からないし、これで妥当だということになるかも分からないということである。

委員：ここの中身の確認、検証をしたいということだな。事務局、そこは分かるか。

事務局：把握している限りにはなるが、例えばお話のあった車については、知事部局のほうは、3か年分くらいの公用車の平均購入価格を取って平均車両価格としているし、ガソリン価格については、資源エネルギー庁が出している給油所の小売価格調査における三重県のレギュラーガソリンの価格を使っていると聞いている。燃費については、公用車を参考にしているということである。

委員：分かった。

委員：その資料を総務部は出せるだろうか。

事務局：ちょっと難しいのではないかなと思う。

委員：分かった。

ただ、補足説明としては、資源エネルギー庁の出している三重県内のガソリン価格の平均値だとか、車両の償却費や維持修繕費などについては、公用車のものを根拠としていると解してよいか。

事務局：維持修繕費は、総務省の家計調査で1世帯当たりの年間の自動車整備費というのを使っているとのことである。

委員：そうすると、各項目については、それなりの根拠があるということだな。

事務局：そうである。どこか狭いところから取っているというよりは、割と広い範囲で、それなりの母数から取っている数字かなと思う。

委員：この問題提起をしていただいた新政みえ、自由民主党がどうされたいと考えておられるのかというのをまたお話しいただきたい。

個人的に言わせてもらおうと、今の23円／キロメートルの根拠について聞いていただいて、答えられる範囲で答えてもらった。例えばタイヤも、3万キロメートルから4万キロメートルで入れ替えとなるが、これを掛けたらちょうどタイヤ代ぐらいなんだろうなという形で、この数字は公の機関、県のほうで出してもらっているものなので、私はこの今の23円／キロメートルでよいという立場である。事務局が調べてもらったものでは、いまだに37円／キロメートルのところは15府県もあるというのも、事実として9ページに載せてもらっているのも、また会派に持ち帰るが、うちとしては今のままでよいのではないかと思う。

また今後、執行部が変更するときには、しっかりと連携を取りながら進めればよいと思うが、現況で見直しが必要だと言われる方には、どうしても今回見直したいのかも含めて聞かせていただきたい。

委員：自由民主党はどうか。

委員：事務局に尋ねるが、この一般職に属する職員の旅費に係る車賃額の根拠等は、どれだけかのスパンで見直しているのか。

事務局：見直しのスパンだが、毎年、その数字をはめ込んでみて、金額は出しているそうである。ただ、見直しということになると、相当長期にわたるような大きな価格の変動があれば見直しを行うと考えているとのことである。「相当長期にわたる大きな価格の変動」という場合の「長期」というのが、具体的にいつからいつまでというのがあるわけではないのだが。

委員：自由民主党からの意見だが、誰が書いたのか分からない。1年に1回見直して長期にわたって差が大きければ見直すし、そうじゃなかったらこれでいくということで、あと委員が言われたように議会だけ別個でいくというのも変であることを考えると、個人的にはこれでよいのではないかと思うが、書いた人に1回聞いてみないと。

委員：持ち帰りしたいということだな。

委員：ここに書いているとおり、近年だと、ガソリン価格などがもう日に日に上がったり下がったりというような中で、議員活動をする皆さん方も走行距離等が非常に大きくなってくるところにも鑑みて、このよ

うな発言をいただいたと記憶している。

今、例えば他県がどういうふうに議会で取り扱っているのかということとか、また、今の23円／キロメートルの根拠、また、どれぐらい定期的に見直しているのかということところも、先ほどのいろんな議論の中で分かってきたので、一度会派に持ち帰った上で、我々の会派としても整理させていただきたいと思う。

委員：新政みえはどうか。

委員：委員が言われたように、入り口のところの議論というのがまずあってしかりかなと思う。そこでやはり合わせるべきだということであれば議論にならないし、そこをしっかりと会派に持ち帰って議論してくるべきではないかと思う。

委員：持ち帰っていただくということでよいか。

委員：私は新政みえから出ているが、自由民主党の委員と一緒に意見である。

委員：念のために確認だが、この表は平成30年当時の23円／キロメートルの根拠ということだが、令和8年までの間は何も確認されていないという状況でよいのか。途中のどこかで確認されているかどうかだけ分かれば教えていただきたい。

事務局：ガソリン単価を置き換えて検証するというのは毎年度やっているとのことである。

委員：よいか。

では、新政みえも自由民主党も持ち帰っていただくということでお願いする。それぞれ個々の思いがあると思うので、よろしくお願いします。

だから、このことについても方向性というのは、ここでは明確にしないという形にさせてもらいたいと思う。

次に、12ページの⑤、海外政務活動に係る事務局からの検討課題について、参考情報の説明をお願いする。

事務局：（資料2及び資料2－別紙3により説明。）

委員：ただいまの説明も踏まえて、検討課題について意見や質問はあるか。

委員：これは、何か今の状態で問題があるという意味か。

委員：事務局、補足はあるか。

事務局：今、別に何か特段不具合が生じているということではない。

ただ、全国都道府県議会議長会の資料が新しくなっていて、そういったところが反映できていないので、例えば全国議長会の資料に載ってい

るような新しい裁判例を載せたりといったことをすればどうかと思っているところである。

委員：ということは、①、③と同じという理解でよいか。

事務局：ガイドラインとしては、そうである。

委員：ここについても、もう一度、全国都道府県議会議長会のガイドラインが見直されたものと、今の本県議会のガイドラインとを対比しながら、どうしていくかということを次回に検討するという方向がよいか。

委員：三重県議会で、これまで県民の皆さんから何か指摘があったということではないと思う。ただ一方で、全国都道府県議会議長会で決めてもらったことを、我々も裁判例等もしっかり見ながら、今後どうするかというのは検討しないといけない。

一方で、例えば、最近では福岡県議会が非常に問題になったり、また、四国のほうの他県でもそういったところがあったと思うので、その辺、しっかりとどういった問題があるのかということ等も今後整理してもらえようであれば。

その上で三重県をどうするかということだが、例えば、ここで直接ではなく、議会改革推進会議なのか代表者会議なのか分からないが、今日、海外政務調査報告会があったけれども、出し方がばらばらで、日程表を出しているのもあればそうでないものもあり、全部、細かく皆さんやってもらっているが、ちょっと統一したほうがよいと思う。あと、あれは旅費が分からない。旅費の発表をなぜしないのか。誰でも傍聴してもらえるものなので、僕は前に言われたのだが、あれは何で旅費は発表しないのか、という意見もあったので、海外政務活動に対しての国民の目、県民の目は、福岡県等の例もあり、より厳しくなっていると思うので、三重県はしっかりと活動報告をしているということも含めて、より分かりやすい活動報告にすべきではないかということ、また座長のほうからどこかの場所で言ってもらえたり、事務局で検討いただきたいと思う。

委員：改めて、今のような意見で、現行の本県の海外政務活動に係る様々な取組に対して何か意見があれば、せつかくの機会なので、出していただきたい。

委員：委員の意見に本当に全面的に賛同する。やはり議員の海外視察は今、注目されているところでもあるし、一方で、今日聞いた報告会の中でも、県政の課題とつながっているところを見てきていただいた方も本当にい

るなと感じたところでもあるので、やっぱりせっかく見てきていただいたことを県民の皆さんに還元するという意味でも、報告会をもっと充実させていくという選択肢もあるのかなと思ったし、そこをガイドラインラインで整備していくという道もあるのかなと思ったので、そういったものを視野に入れてもらいながら検討する道があればいいなと私としては思った。

委員：私も今日、海外政務活動の報告を聞いていて、総額幾らかかったんだろうなと単純に思った次第である。なので、そういったものがあると、幾らかかって視察に行つて、それを幾らぐらい県民の方に還元できるというような議論ができるのかとか政策につなげられるのかということが、すごく大切ななと思う。

あと、県民の皆さんが海外政務活動の報告を見る機会というか、媒体というか、何かホームページで出されたりしているのか。

事務局：本日の海外政務活動報告会も、資料提供をして、公開で行っており、傍聴の方にも来ていただくことは可能である。

海外政務活動報告書をホームページで上げていることはないが、政務活動費収支報告書の中で海外政務活動結果報告書を必ずつけていただいているので、閲覧の中では見ていただくということで、オープンにしている。

委員：政務活動費収支報告書の確認だと、タイムラグというか、見られる時期が結構後になってしまう。高額だからというのはあれだが、行って報告した直後ぐらいに、やはりホームページなりで閲覧できるといいのかなと思う。福岡県議会も今すごく取り沙汰されている中で、これまであえて見せることはしていなかったかもしれないが、今後そういうふうにオープンにして、海外でこういう視察をしてきた上でこういうところで皆さんに還元できるということをもっとオープンにしたほうが、理解していただけるのではないかなと思った。

委員：過去の海外視察調査に関する資料2－別紙3について事務局に尋ねたいが、これは1人の議員が4年間に一度、120万円の予算の範囲内ということで、当時の政務調査費とは全く別物ということでよいか。

事務局：今とは違い、公費で行っていた時代の資料になる。

委員：当時、これが認められていたときは、政務調査費の中で海外調査が認められていたかどうかは分かるか。

事務局：申し訳ないが、今の時点では分らない。

委員：分かった。いずれにしても、これは今で言う政務活動費とは全く別の話だという理解でよいな。

委員：ただ、これを資料として事務局が提出したのは、こういうルールでやっていたということを表現したかったということだな。

事務局：おっしゃるとおりである。せつかくであれば過去からの経緯も承知いただいたほうが議論の参考になるかと思い、提出した次第である。

委員：派遣団の構成としては、任期中原則1人1回、それから原則2名以上で構成する、2週間以内、費用は120万円程度というようなものがあつたのだな。

事務局：当時あつたが、これは今はもう完全に廃止されており、これが一部残っているなどと思っている方がもしいると、ちょっと実態とは違うので、これは廃止されてる資料だということでお示ししている。

委員：120万円程度と書いてあるということは、そこら辺をかけて行っていたということだな。

事務局：ということである。多少の幅はあつたということだと思う。

委員：多少の幅だが、120万円あたりということだな。

事務局：一般的には、そこが一つの上限額だったのかなと思う。必ず毎回120万円程度でというわけではないと思うが。

委員：参考までに、右肩の日付は西暦でなく、和暦でよいか。

事務局：これは平成で、和暦である。

委員：まあまあ前の話ということだな。

ほかに意見はあるか。

全員：意見等なし。

委員：なければ、このことに関しての方向性はどうか。海外政務活動に関して、もう少し県民の方に知っていただけるようなことが必要なのではないかとか、金額についてもこれぐらいお金がかかっているということとをちゃんと言って、どういうふうに県政につなげているかということを知っていただけるようなものなど、今のガイドライン上少し不足があるのではないかなという意見もいただいたかと思うが、今、ガイドライン上、何かその部分はあるのか。

事務局：今のところ、報告会についてガイドライン上に記載されている文言としては、「帰国後には海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議

長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします」となっている。

委員：なので、できるだけ早期に任意の様式でもって議長に報告して、報告会は傍聴可能にしているという形だが、現状、結果として、少し不足があるのではないかというような意見が今出たので、このことについても、ほかに会派に持ち帰っていただくことも幾つかあるので、ここでは方向性としては決めきらずに、今日出た意見等についても、ぜひ各会派で共有いただきたいと思います。共有いただいた上で、再度、各会派としての意見をいただきたい。

委員：今、⑤まで終わったので、半分終わったところだと思う。事務局には申し訳ないが、この後の⑩までの分も含めて、条例等をつくるときによく配付されるような、各会派の意見を集約するための設問表のような形のペーパーを作ってもらいたいと思うので、途中で申し訳ないが、よろしくお願いします。

委員：では、事務局と正副座長で預からせていただいて、報告様式のようなものを作成の上、各会派にお配りし、回答いただくという形にしたいと思うので、よろしくお願いします。

不足のあるところは都度、事務局や正副座長に問い合わせさせていただきたい。

それでは、次に、13ページの⑥、動画・SNSを活用した広聴広報費に係る自由民主党からの意見について、事務局から参考情報の説明をお願いします。

事務局：（資料2）により説明。）

委員：では、先ほどの説明も踏まえて、この論点についての意見、質問について出していただきたい。

委員：今回、今の時代に動画・SNSを広報として使うということで、こういった問題提起をしていただいたのは、とても大事なことだと思っている。

この後、また皆さんで議論していくのだと思うが、現在、県議会議員の中で紙媒体での活動報告等に政務活動費を使われている方がいると思うけれども、その場合も、先ほど説明いただいた他県と同じような形で、政務活動以外のものが入っていれば按分するとか、認められないとかという今のガイドラインの形式と、この動画・SNSも一緒の考え方にな

っていくのではないかというのが大前提のところである。それで、按分をどうするかとか、政務活動以外の部分をどう考えるのかというのを検討していけばよいのではないかと思う。

委員：現行ガイドライン上は、広報広聴の媒体というのは紙に限定していたのだったか。

事務局：ガイドライン上は紙を想定して書かれている。

委員：ということで、紙媒体と、括弧書きでホームページがあるというのが現行のガイドラインであり、これに動画・SNSを含めるかどうかというところが論点だと思うが、意見、質問はいかがか。

委員：これは自由民主党の提出意見だが、私が意見をした内容である。今のガイドラインでは、広報紙の作成が広聴広報費の中で主になっており、括弧書きで「ホームページ含む」という形になっている。それで、基本的に動画やSNSは想定をされずのガイドラインかなと思っていたが、事務局に確認すると、現在それぞれの議員が、動画の作成などにも政務活動費を充てている現状があるという話を聞いた。政務活動費で使っているにもかかわらず、このガイドラインには動画やSNSというのが想定されていないというので、これは僕は即座にまず記載すべきなんじゃないのかなと思って意見をさせていただいた。

この按分の内容については、多分、議論するのは相当時間もかかって難しいのかなとも思うので、ここはいろんな議論が必要かなと思うが、現在、動画なども認めている中で、記載がないというところは、僕は、ここの部分に関しては、即座にガイドラインを修正すべきではないかという意見を持っている。

委員：今の委員の話を聞いて驚いているが、動画を認めているのか。今まで三重県議会の政務活動費ガイドラインでは、広報紙とホームページと書いてあり、動画はないわけだが、今の話だと、多分Xとか、インスタグラムとか、T i k T o k なりを上げている人がやっぱりいるということか。

事務局：いる。

委員：それがよいのかどうかということだな。違う問題のような気がする。なぜ上げられるのか。

委員：動画とかSNSの作成費というところで計上しているということだな。

事務局：そうである。記憶にあるのは作成費である。

委員：県政レポートなどを作成するに当たって、デザイン屋であるとか印刷屋でかかる経費というのは政務活動費に計上されていると思うが、それと同様に、動画・SNSを作成するときに業者に依頼した場合の委託費が計上され、そこは一応認めていると。まあ、認めるも認めないも、政務活動費自体は議員個々の判断で、その責任でもって上げているものだが。ただ、事務局としてチェックし、社会通念にも照らし合わせながら、いろんな面でまあ妥当だろうという判断をしているということが現状ということなので、その辺り、意見があれば。

委員：私も先ほど話があった過去の動画の作成費がいかなものかというところはここで判断すべき話じゃないのかなと思うが、今の社会の流れから見ても、動画であるとかSNSで広聴広報活動をされている議員もたくさんいるし、その部分の重要性というところ、大きく変化している社会の流れに合わせて我々も広聴広報費の使い方を考えていく必要がある中で、今の紙媒体が主体のガイドラインは動画やSNSも含めた形の広聴広報費の支出という形にぜひとも変えるべきだと思っている。

委員：という意見だが、どうか。

委員：同じように思っていて、やはり今一番選挙に行かない、かつ、主権者教育というところで県議会としてもスポットを当てたいと願っているところがSNSを使っている層というのもあるし、そういう社会の流れに応じて県議会の発信の余地というか、枠組みというのは早急に検討していく必要があると私も思っている。

委員：大体そんな意見で皆さんうなずいているように感じる。

では、紙媒体以外の部分、動画・SNS等の制作に係る経費についても政務活動費ガイドライン上記載していくという方向でよいか。

委員：僕も賛成だが、やはり全議員に関わることなので、これも会派に持ち帰りたい。現在起きていることとそれは別の話なので、今の時代に必要だと思うのだが、一応、同僚にも、こういう変更を考えているけれどもということで意見を聞きたいと思う。

委員：事務局に確認だが、このプロジェクト会議で、一応その方向でと決まったとしても、最終的には、議会改革推進会議なり代表者会議なりで決定し、確認されていくということでよいか。最終的には代表者会議かと思うが、それでよいか。

事務局：代表者会議には報告になるのではないかと思います。

委員：報告だけか。そうすると議会改革推進会議本体のほうは。

事務局：議会改革推進会議で設けられたプロジェクト会議なので、役員会か総会かは別にして、議会改革推進会議としてのオーソライズは要ってくるという認識であり、議会改革推進会議でも報告なり、承認なりがあるはずである。

委員：議会改革推進会議自体は、全議員で構成するものだったな。ただ、役員会は役員会であり、プロジェクト会議は役員会の下にできたものなので、我々が方向性をこうしようという形になったとしても、役員会で一度確認をいただいた上で、議会改革推進会議全体の会議で最終確認をいただいて、決定していくという流れになるんだろうと思う。そこら辺の整理は一回きちんとしていたが、いずれにしても、この問題もそうだが、全部ここで決めきっていくものではないので、各会派で共有をしていたきたい。

この項目に関しては、動画・SNSをそこに含めていくという方向性で協議がなされたけれども、その先の按分をどうしていくのかとかそういう細かい話があり、紙媒体と同じでよいのかとかそこら辺のところもあるし、他府県事例なども参考にしながら、これからまだ協議をしていかなければいけないところがあるので、すぐにガイドラインを変えということにはなりにくいのかなと思う。そういうことも会派では共有いたしたいと思う。

委員：確認だが、紙媒体は面積按分で、ホームページは2分の1だったか。その辺はどうなっていたか。

事務局：動画は特に時間による配分になるかと思う。その動画の長さの6割とか4割とか2割とか。

委員：ちなみに、ホームページは半分でよいか。

事務局：ホームページの場合は、政党活動とか後援会活動の面積を測って、全体の何%分としている。

委員：確認だが、ホームページ上のテキスト部分の面積か。

事務局：写真も含めてである。

委員：それを毎年確認しているのか。

事務局：質問をいただければ、事務局で確認している。

委員：過去からものがずっとホームページに載っているが、その辺をどうやって確認するのか。10年前のものが残っていたりする。例えば、ホーム

ページ作成代が仮に5万円かかったとして、その5万円の中のどれだけを政務活動費にするというのは、私は過去に2分の1と聞いた気がするが、面積按分ということか。

事務局：質問を受ければ、チェックはさせてもらうが。

委員：委員の質問の趣旨は、年間5万円、ホームページの維持にかかっているとしたら、内容が変わって更新された場合、その都度事務局としてチェックをしているかということか。

委員：ちょっとはつきり覚えていないが、私の認識だと、5万円かかっているれば、2分の1だけが政務活動費で、2分の1は落としているという気がするが、その辺どうだったか。ガイドライン上は決まっているのか。

事務局：「広報紙（ホームページ含む）」とあるだけで、書いたものはないと思う。

委員：また確認しておいてほしい。

紙媒体だけが面積での按分で、片方が時間での按分とかとなると、何かややこしいので、ある程度何か統一できるものがあればありがたいと思う。。

委員：今、委員の認識と事務局の認識がずれているところがあるので、ガイドラインに基づいて事務局としてチェックするときはどういうことを基準にしているかを、また事務局から報告いただくようお願いしたい。

委員：紙以外の広報とか通信に使うものって、客観的に分けるのが難しい。なので、インターネットの通信費、例えば携帯電話の通話料とか、Wi-Fiを借りるときの代金って、どこかの条項に照らして2分の1として、私は出させてもらっているが、もしかしたらそういうやり方を紙以外の媒体の広聴広報費にも適用している場合もあるのかもしれないと思う。

委員：御指摘の趣旨は、按分が難しい場合には2分の1という規定がよいのではないかということか。

委員：もう既にそういうふうになっている人もいるのではないかと思います。

委員：ということだな。今、その辺りのところがちょっと整理できていないので、ここはしっかりと見直すという方向にはなろうかとは思いますが、詳細についてはもう少しいろんな研究をした上でという形になろうかと思うので、現状とも対比しながらということでよいか。

全員：異議なし。

委員：今日の感じだと、全て各会派に持ち帰ってもらうという格好になるのかと思うので、5分だけ休憩を取りたいと思う。
暫時休憩する。

(休憩)

委員：それでは、休憩前に引き続き、プロジェクト会議を再開する。
次は、15ページの⑦、事務所費等の支出上限額に係る自由民主党及び自民党県議団からの意見について、事務局から参考情報の説明をお願いします。

事務局：(資料2)により説明。)

委員：確認だが、ほかがやっていないということで、三重県議会として他県に先駆けてというか、そこはしっかりと2分の1ということで襟を正しているというような認識をしたらよいのか。

事務局：もう少し過去の経緯を細かく申し上げると、平成19年のときは、当時、本来の調査研究活動というのがあり、それを補完するために必要な経費であるという考え方から、上限額を設けるということになったということである。

なお、当時は政務調査費という制度だったという前提である。なので、調査研究費が主体で、それを補完する活動としてこれが位置づけられたということである。その後、政務活動費に制度が変更されてからも、この仕組みは変わっていないという状況である。

委員：ということだが、意見はいかがか。

委員：この2分の1の根拠というか、なぜ2分の1なのかというのは、後援会活動と政務活動なので2分の1ということでよいか。

事務局：例えばだが、もし仮に事務員を雇用していたとすると、その政務活動の部分とそれ以外の部分があって、その按分をするのが難しい場合は2分の1というのがあるが、それは従事をしている割合としての2分の1であって、これは、議員分として216万円をお渡ししていて、その中で、事務所費とか人件費とかそういったものには216万円のうちの半分までしか使ってはいけないというルールなので、その従事割合等の按分とはちょっと趣旨が違うものである。

委員：そういうことか。事務所費を上げるときに2分の1しか上げられないが、その2分の1はまた違うということだな。

見直すのは、事務所費を計上するときに2分の1しか使えないという

のを見直すのではなくて、216万円のうちの上限108万円というのを見直すということか。

委員：自由民主党からの提出意見としては、上限を見直してはどうか、引き上げてはどうかということだし、自民党県議団からは2分の1制限を見直してはどうかということである。ということによいか。

委員：⑩の個人分と会派分の区分についての会派提出意見があつて、これに関連して考えると答えが出せるのかどうかは分からないが、例えば2分の1は変えなくても金額を変えれば上限額は上がることになる。まあ、一緒にしないほうがよいな。。

委員：この按分ということについては、先ほどのホームページとかの話にもあつたが、どれだけの割合をその政務活動に使っているかということが按分の根拠になっていくと思う。例えば、自宅を事務所にも使っている、後援会の事務所にも使っているとなると、私がいろいろ弁護士や公認会計士と話をすると、大体、自宅として2分の1、後援会として4分の1、それで政務活動で4分の1の25%までだというふうに言われたりするもので、ここに書いてあるのがこの2分の1を引き上げてもらいたいという意見なのかどうかというのを、もう1回はつきりそれぞれ提出してもらったところにお示しいただかないと考えようがないというか、通常、按分ということで、県議会議員として政務活動として使っている部分と、先ほどお話のあつたようにもし後援会事務所として使っていたら、よい意味で言えば、2分の1ずつ経費を政務活動費に計上させてもらっていると。上げたい人から見たら、それしか使わせてもらっていないということになるんだろうと思うが。そういった意味では、使用している割合によってなので、その方が何か所そこに事務所を置いているかによって、3分の1になるのか、2分の1になるのかということになるんだろうと思う。

委員：自由民主党のほうの意見は、おそらく人件費や事務所家賃は内訳によって按分はされているのだが、その家賃も場所であつたりとかによって非常に高いところもあつて、例えば、もう既に事務所費として2分の1の按分で計上しているけれども、108万円を超える状況の場合があるというふうに記憶をしていて、そのような2分の1の按分で計上しても108万円を超える場合であっても、交付額の2分の1までしか計上できないという現状があるので、この上限108万円というのを見直してはどうかと

いう意見として伺っているところである。

委員：2分の1の按分はよいけれども、上限の108万円を上げてもらいたいという感じか。

委員：そういうことである。上限が108万円と決まっているので、今どうかは分からないが、その108万円を超える状況になっていて、そうすると、108万円までしか結局費用として認められないので、事務所運営はしているのに、その分の費用を充てられないという意見だった。

委員：自民党県議団にも、事務所費の按分割合2分の1制限の見直しについて、再度趣旨の説明をお願いする。

委員：自由民主党の説明とうちの会派の議員が言っていることとは多分若干異なるかと思うが、その議員の事務所の使い方というのは、後援会活動が主ではなくて、あくまでも県議会議員としての政務活動に主として使っているの、各々の議員の活動の実態に照らし合わせて、全て2分の1制限で統一するというのはおかしいのではないかという考え方だと思う。

委員：自由民主党と自民党県議団とは違うということである。

委員：中身が違って、私は自民党県議団の方向で考えていた。けれども、自由民主党が言われるようなこともあり得るのかなと思うので、両方議論するというのでよいのではないか。

委員：この点について、ほかに意見等はあるか。

委員：そもそも按分率を変えとなると、全部変わるというか、社会通念上大丈夫なのか。県議会として、2分の1が限界ではないのか。

委員：15ページの「【他都道府県の状況】」ということで、「公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、本県以外に同様の取扱いについて記載している都道府県は確認できませんでした」とあるが、三重県だけが事務所費に政務活動費を充てていて、よそは充てていないということなのか。それで他県の例がなかったのか。

事務局：要は、その2分の1というキャップを設けているのが、他では見当たらなかったということである。

大変申し訳ないが、事務局では、自民党県議団の意見も含めて、自由民主党と同じような108万円のキャップという意見という理解で資料を作っており、いわゆる事務所費が後援会活動等もあるので2分の1ということについては想定していない資料に現時点ではなっている。

委員：按分率2分の1というのが妥当かどうかという観点では調べていないということだが、いただいた意見の趣旨は明確になり、それを事務局としても今把握ができたので、ここも仕切り直しという形にさせていただきたいと思う。

委員：1点確認だが、事務局のほうで調べていただいた他の都道府県においては、この三重県のような事務所費等の108万円の上限制度を設けているのは三重県だけという理解でよいか。

事務局：そうである。他では確認できなかったもので、現状はそうのように理解している。三重県だけではないかと思っている。

委員：自民党県議団の意見に補足だが、政務活動と後援会活動の境目というのが非常に難しいと思う。実態として、事務所はほとんどが政務活動として使っていると思う。

委員：委員はということだな。

委員：みんなそうではないか。

だから、実態に即しているか、即していないかというポイントがすごく大事だと思うので、もし自民党県議団の意見を議論するのであれば、三重県議会として実態はどうなのかという調査も必要なのかなと思った。

委員：現状、それぞれの議員が事務所を使って、その中でやっていることについての調査という意味か。

委員：そうである。

私で言うと、後援会活動は一切していないが、半分しかもらっていない。

委員：事務所の中で後援会の名簿の整理等もしていないということか。

委員：していない。

委員：その辺があるので、社会通念上、2分の1にしているのだと思う。そんなことを言い出したら、車のこと、携帯電話のこと、何から何まで全部である。でも、我々、特別職公務員として政務活動費を税金から使わせてもらっている身分としては、やはり社会通念上、ここまでだったら社会的に理解いただけるだろうというところでやっているのだから、そこを細かく突っ込まれると、監視カメラをつけたり、いろんなことの話になっていくと思う。本当にそのようになるので、僕は2分の1というのは妥当で、2分の1、4分の1、4分の1といった割り方のほうが社会的に説明はつくと思う。

でも、また持ち帰らせていただく。申し訳ないが、その108万円の壁がガイドラインにあるというのは知らなかった。うちは使っていないので、全く知らなかったが、事務所費等の経費を108万円までしか出せないというのは、僕はそのキャップは外すべきだと思う。按分の2分の1は大事だけれども、216万円もらったうち、108万円を割る必要はないと思う。その人は事務所費以外に使える政務活動費が減るということになるわけなので。そこは、個人に与えてもらった毎月18万円の216万円なので、使い方は自由でいいんじゃないかなと思う。もしガイドラインの108万円の上限について、経費も入れてというのがあって、お困りの方がいるのであれば、もう1回ここで議論してよいのではないかなと思う。

委員：ということで、このことについても、持ち帰って再度ということになるかと思うので、よろしくお願いします。

次に、16ページの⑧、モバイル端末の損害保険に係る新政みえからの意見について、事務局から参考情報の説明をお願いします。

事務局：（資料2）により説明。）

委員：ただいまの説明も踏まえて、この論点について意見や質問等があればをお願いします。

委員：これに他県は認めていないというのが書いてあるが、これは認められないという法的根拠が何かあるのではないかな。そこも踏まえて我々が変えたいと思っても、何か法的根拠等があれば、そこも踏まえないといけない。認めていない理由が必ず何かあるはずである。

委員：事務局、類推できるような法令の根拠は何かあるか。なかなかなさそうだと思うが。

委員：PCとかタブレットを政務活動費で上げている人がいるという前提があると思うが、それは認めていて、そういう方の意見ということか。我々にはiPadと一人一台パソコンが貸与され、それらで基本的に政務活動をするということになっているが、それ以外に個人のタブレットなりPCについて、按分して政務活動費の請求をしていて、そこに損害保険をかけるので、それも払わせてくれという話ということか。

委員：現行のガイドライン上、個人として使用しているパソコン、タブレットに関して、政務活動費として計上できているのかということだが。

事務局：できている。備品購入費で計上いただいている議員もたくさんいる。

委員：それは全額、100%か。

事務局：内容によって、使い方によって、按分がある。

委員：使い方によって按分しているというのが現状だそうである。

事務局：あと、備品の耐用年数を議員残任期で按分している。

委員：そういう一定のルールに基づいて計上されていると。

そのパソコン、タブレットに対して損害保険をかけた場合、計上できるようにしてはどうかという新政みえからの意見だが。

委員：大前提として、やはり自分らのお金を使うのをちょっとでも減らしたいという思いもあるし、もっと認めてもらいたいというのものもあるけれども、あくまでもこれは税金なので、自分らの活動の中でどうあるべきか、政務活動の使い方、我々の使わせていただき方というのは、もう一度ちゃんと僕も整理をしたいと思う。

例えば、このモバイル端末の損害保険にしても、他県でもほとんどが認めていないと思うが、それを出してもらわないといけない何かがあるのか、権利として求めているのか、何のために言われているのかという前提が分からない。認めるものは何でも認めてほしいということでこの会議をやっているのか、本来こうじゃないかということをやっているのか、ちょっと心配になってきた。世間からこの議論を見たら、一般企業であり得ないと言われる可能性のあることが結構あるかも分からないので。

委員：その辺りの問いに対しては、新政みえとして何かあるか。

委員：この意見を提出した者としては、持ち運びをするのが多い器具であり、非常に高価になってきていて、万が一の場合、新しい物を購入するときに費用が負担になってしまうので、そういう意味の担保が欲しいという意味合いである。5万円ぐらいのときならよいが、今はもう10万円を必ず超えてくるので、そういう意味の担保があれば非常に助かると。そういう意味では、損傷させたことがあるのだろうとは思いますが。

委員：議員のPCやタブレットといったモバイル端末については別のところで今まだ議論がされているので、もしかしたらそことも絡んでくる内容かと思う。方向性は示されたものの、今後、実際に議会独自のパソコンを用意していくということに対して、それでも自分のパソコンがよいと言って、そこに保険をかけたい、その政務活動費での計上を認めてほしいということについては、ちょっとどうかなという議論もまたあるのではないかと思う。ということも含みながら、これも各会派へ持ち帰って

いただくということをお願いしたいと思う。

委員：それでいくと、この部分に関しては、我々に貸し出していただくPC等が決まるまでは保留ということでしょうか。決まらないと思うので。

委員：ちょうど総務課所管なので、方向性について、スケジュール感も含めて、今のところ考えていることを示していただきたい。

事務局：今度の代表者会議で報告させていただくことになるが、PCに一本化するということである。タブレットが来年9月ぐらいまでは使えるのだが、パソコンを一旦行政WANから切り離す改修等をして、ソフトウェアの再インストールといった作業をさせていただかなければならない。それをさせていただくのが、例えば4月であるとか、8月であるとか、いずれにしろ多分年度をまたいだ時期にそういうパソコンの再設定をして、改めてお貸しするということになるのではないかと考えている。

委員：ということなので、年度をまたぐということは、ニアリーイコール改選後ということにこの部分はなってくるので、このことについては、持ち帰っていただくにしても、少し課題認識を持っていただいてという形になるかな。ちょっと結論としては今出すことができない状況だと思う。

委員：前提として伺っておきたいのだが、このモバイル端末というのは、議会から貸してもらっているものなのか、政務活動だったり個人の用途だったりで個人で買っているものなのか、どういう位置づけの端末を想定しているのか。

委員：特にタブレットの場合はもともと個人が持っているケースが多い。PCに関しては、貸与されているものは持ち出しが今できないため、個人のものがどうしても要るので、そういう意味合いのモバイル端末という理解をしていただきたい。

委員：どちらかというと個人所有のものに損害保険をかけられたらということだと理解した。

委員：では、次に行かせていただくが、よいか。

全員：異議なし。

委員：次に、17ページの⑨、文化振興に係る政務活動に係る自由民主党からの意見について、事務局から参考情報の説明をお願いする。

事務局：（資料2）により説明。）

委員：まず、自由民主党からの意見については、美術館や博物館は認められているけれども、演劇や舞台等のパフォーミングアーツについては認め

られていないので、検討すべきだということであった。ただ、説明の裁判例を見ていくと、美術館とか博物館の部分においても、許容されたり、許容するべきではないというふうに意見が分かれているということなので、ちょっと論点を整理しないといけないのかも分からないが、そういうことを踏まえて、今のガイドラインの見直しをすべきかどうかということであろう。本来であると、美術館、博物館も含めて、よいのかどうかを議論すべきなのかも知れないということになる。

委員：ここは、事務局が調べてもらった裁判例は2つに分かれている。幾ら美術館、博物館であっても、それが政務活動に関係していなければ認められないというのは、これはもう当たり前のことだと思う。一般の見学だけで、自分の素養を高める、文化力を高めるということで行くのは、それは個人がすることであるので、美術館や博物館であっても、演劇や舞台であっても、問いただされるのはその方で、裁判で訴えられるのもその方なので、ちゃんとその方が説明をする必要がある。なので、その方々の判断でよいのではないかなと思う。

というのが、県議会でこれは大丈夫とガイドラインで認めること自体が、あまりにも重たすぎるのではないかな。そこで認めたら、三重県議会自体が、片やの裁判から見ると、違法と思われるのも駄目なので、本当に県政に関わる、そういう政務活動における美術館や博物館、また、演劇や舞台が認められるかどうかというのは、もうその方が証明するしかないのかなと思う。

委員：今の意見を踏まえて、現行のガイドライン上は、美術館、博物館等は認められると書いてあるのか。

事務局：記載はないが、一般的に、美術館や博物館は、慣例として、支出されている。

委員：社会通念に照らし合わせて、三重県議会としては、そこは計上しても可としているというのが現状ということだな。

委員：ガイドラインに「よい」と書いてしまうとお墨付きを与えてしまうけれども、単純に「よい」というのではなく、美術館、博物館、それから演劇も含めて、行った調査が県政発展に資するとか、それから後に説明責任を果たすとかということを考慮に入れて御自身で判断いただくようにしてください、というようなことを書いておいたほうがよいのではないかなと思う。

委員：ガイドラインを見直すとしたら、そういう書き込みが必要だと。

委員：2人の委員の意見と全く同じで、これは最終的には、支出した議員がどう県民に説明できるかということで、文化の線をどこで引くのか、美術館はいいけど、能は駄目なのかとか、落語はどうなるのかとか、吉本はどうなるのかとか、多分そういう議論になってくると思うので、我々がここでそこを整理するというのは物すごく難しいと思う。

この全ての議論がそうだと思うが、最終的には使った議員がどれだけきちんと説明できるかというところが大事であり、ここは特にそういう色が強いのかなと思う。今回の議論の中で、ここが多分一番難しいと思う。

委員：同様に、スポーツの観戦も、政務活動として適した調査内容であったかどうかというところの線引きは、非常に難しいと思う。

委員：現在、美術館、博物館はオーケーが出るけれども、演劇や舞台に関しては一貫して駄目という判断がされていて、そこに関する根拠はあるのかということ、この意見を提出いただいた方から聞いた。その辺り、今現在、書いてはないけれども、これはよくてこれが駄目というのはなぜかということ、なかなか説明できないのであれば、そもそも、先ほど皆さんが言われたように、あくまでもこれは個人がどういうふうな県政に生かせる内容だったかという判断を持つべきだということだと思うので、そういう意味でテーマとして挙げていただいたという側面もあると、私自身が聞いてきて、理解している。

委員：ほかに意見はあるか。

全員：意見等なし。

委員：座長だが、芸術・文化振興三重県議会議員連盟の役員をさせてもらっている、私も意見を言わせてほしい。

今の運用は、舞台や演劇自体を文化・芸術の活動と認めていないというレッテルを張っているのと同様だと見られてしまいかねないので、美術館、博物館は認めて、舞台や演劇は認めないという線の引き方、その種類での線の引き方というのは、やはりいかなものかなと思う。

ただ、美術館であれ、博物館であれ、演劇であれ、舞台であれ、例えば、そこの出演者と意見交換をして、なぜこの三重県の地でその上演をしてもらったのかとか、その鑑賞をした県民の反応はどうなのかとか、そういうことで三重県における芸術や文化の振興のヒントを得るとか、

脚本家の方に三重県を題材としてもらう場合にどうのこうのとか、そういうことを突っ込んで説明できたり、そのために行っているということ、鑑賞はしたけれども調査をちゃんとしているというようなこと、美術館であったとしても、そこを調査してどうだったのかというような、その辺りの基準がガイドライン上しっかりと分かるように書き込まれていればよいのではないかと私は思っている。種別で区分するというのは、ちょっとあまりにも文化度の低い三重県になってしまうのではないかなと思っている。これはスポーツも同じだと思う。

ということで、そういう議論があったということを、また会派に持ち帰っていただければと思う。

最後に、21ページの⑩、会派分と個人分の区分の在り方に係る自由民主党からの意見について、事務局から参考情報の説明をお願いする。

事務局：（資料2）により説明。）

委員：それでは、意見、質問等をお願いする。

委員：政務活動費にそもそも会派分とか個人分という名前をつけないといけないのか。

事務局：先ほど説明したとおり、県によって会派及び議員だったり、会派にしか交付していなかったり、議員にしか交付していなかったりとなっており、地方自治法上は各自治体に委ねられているという状況である。

委員：会派分、個人分と出ているが、それ以外は駄目なのかという質問である。

委員：それ以外というと例えば。

委員：例えば、会派とか個人に分けずに、石田成生議員に月33万円という形で、議員にだけ政務活動費を交付する。

委員：すなわち、議員分なのでは。

委員：2つに分けるから議員分とか会派分というものがついていてと理解していて、もうその境目がなかったら、別にどちらの名前もつけずに、議員個人に行く政務活動費が交付されて、それを現在のガイドライン上の会派的な使い方でも、議員、個人的な使い方でも、もうどちらにでも使えるというのは駄目なのかという話である。

委員：その意味で、議員のみとか、会派のみとか、会派及び議員というのが各都道府県であると思うが、例えば、会派でコピー機を借りているとか、会派で何かみんなで使う物を購入するというときに、全部個人にしてし

まうと、個人から何百円ずつか集めないといけないという面倒くささがあると思う。私は、これが出てきたときに、個人の分が少ないので割合を変えてほしいという話なのかなと思っていたが、今、自由民主党が言われているのは、色をつけてくれるなということなのか。会派で何かみんなで出し合うときには議員個人個人から出すし、会派視察で行くと言っても、個人個人が出すような形でということなのか。僕は、会派分と個人分を分けておいたほうが便利だと思っているのだが。

委員：意見の趣旨の確認だが、自由民主党としてどうか。

委員：この会派分と個人分の在り方についての意見を我々が出したのは、今現在、例えば個人で県政レポートを出そうとすると、個人の分で按分がかかってくる。ただ、紙面の中には、例えば会派で調査に行ったということに関しても個人分で費用を捻出しているところがある。細かい話でいくと、一般質問も原則会派に時間が与えられて、会派から個人の一般質問の時間を与えてもらっているという認識なのだが、そうするとこれは会派として一般質問をしているということになるのではないかと思うが、政務活動費としては、県政レポートに至っては、そこの部分も個人の費用で出しているんで、それだったら厳密に言うと、ここも会派分の費用で賄うことができるんじゃないかと私は考えている。

この意見を提出した後に、会派の費用は、それぞれの会派で使い方が決められていると聞いた。会派分は非常に返還率が高いということは事務局からも聞いていたので、会派で活動した部分に関しては個人の県政レポート等であっても会派分の費用が使えるような形で、この辺りを明確にするべきじゃないかという意味で提出させてもらっているということである。

委員：それはもう会派でやってもらったらよいのではないか。紙面の割合について、これはこういう理由で、一般質問だけど会派を代表しての質問なので、うちの会派は会派分から5分の1を出したいが、会派の皆さん、よろしいか、というふうな形で、会派内でやっていただいたらよいと思うが、いかがか。

そこまで縛ってしまったら、ガイドラインにどう今言われたことを書き込むかというのが非常に難しいように思う。

委員：事務局に確認する。先ほど県政レポートを例に挙げたが、例えば1つの県政レポートであっても、今、個人の分で按分なら按分にしているが、

例えばその紙面の中で70%に政務活動費を使えるとなったら、その70%の中でさらに20%は会派分でということも可能なのか。

事務局：可能である。

委員：非常に勉強になった。そういうことも会派の中で検討できるということだな。

委員：確認するが、会派分、議員分の区分の基準というのは、ガイドライン上設定されているのか。

事務局：設定されておらず、条例上の別表で、会派分については会派が行う広聴広報活動というように書いてあるのと、議員分は議員が行う広聴広報活動というように書いてあるという違いだけだという認識である。

委員：ということは、区分自体の設定がないので、見直しようがないのでは。これまで自由民主党会派としては、ずっと連綿と何かの基準が申し送られて、やられていたのかも分からないけれども、今、聞いていると、ガイドライン上はそういうものはあまり設定されていないようである。

委員：月33万円を会派分15万円と個人分18万円に分けると決められていないという意味か。

委員：そこは決まっているけれども、使途の中で、こういうのは会派じゃないと駄目だとか、こういうのは議員分じゃないと駄目だというような区分、仕分けの仕方は、ガイドラインで設定されていないということでしょうか。

事務局：ガイドラインには明記されていないくて、各会派にその区分については委ねられているという現状だと認識している。

委員：一人会派という立場で言わせていただくと、ほぼ会派イコール個人なので、あまりルールを決められても意味がないものにはなるのだが、そこまで細かく書くと、逆に人数がたくさんいる会派の方達の使途も細かくなっていくので、会派の人数構成がいろいろ変わり得る中で、共通のルールとして使えるものという意味では、あまり細かくするのはどうかと思うし、そういう意味では、やはりそれぞれの会派の中でいろいろ検討いただくほうがより効率もいいんじゃないかと思った。

委員：そういう状況だが、まだこだわられるか。

委員：例えば、会派分で事務所費に充てられるか。

事務局：事務所費だけは条例上会派分から除かれている。多分、条例制定当時、会派での事務所というのはあまり想定されないという考えだったと思わ

れ、使途についての別表において事務所費だけ会派分にはないという状況である。それ以外の費目は共通している。

委員：ある程度分かってきた。

ただ、⑦の事務所費等のところに戻って申し訳ないが、この趣旨は、多分この108万円では足りないので上げてほしいという人がいて、この⑩のところで、この割合を変えることによってこれが上がるだろうという思いが会派のどなたかにあると思うので、それを受け止めて発言をしないといけないなと思っている。

委員：なるほど。

ただし、今の事務局の説明からいくと、もし事務所費として計上したとしたら、例えば四日市市にある自由民主党会派として支出して家賃を一部負担した事務所は、自由民主党の会派として政務活動のために使う事務所なのか、それはちょっと現実的ではないということで、条例上は会派としての事務所費の設定はないということなので、足りないもので会派として事務所費を充てれないかということについては、事務所費ということであれば多分難しいんだと思う。

委員：それは分かる。だからこの趣旨は、15万円、18万円じゃなくて、20万円、13万円とか、23万円、10万円とか、預かってきた者としては、柔軟にというのはそういう趣旨かなと思う。

委員：その辺り、事務局としてはどうか。

事務局：会派分が15万円という金額の区分については条例上決まっているので、そこは条例改正をしないとできないが、その会派分に充てられた15万円を、会派という単位で使うのか、会派内の議員に会派として委託のような形で調査研究活動等をしていただくのかは、各会派に委ねられているという状況である。

委員：ちょっと理解が追いついていないが、一回整理すると、今、18万円が個人に、15万円が会派に支給されている。会派分の15万円も事務所費以外は個人の活動で使うことが認められている。ここまではよいか。

事務局：会派分を個人が自由に使えるわけではなくて、会派としての意思決定でその個人に委ねていただくという前提である。

委員：であるならば、議員一本ではなくて、あえて会派分と議員分に分けている意味というのが理解できない。そこをもう1回説明してほしい。なぜ会派分の枠を支給しているのか。

委員：そこは答えられるか。

会派を構成することの意義とかになってくると思うが、これは多分ばつとは出てこないと思う。なぜ会派に属しているのかという議員としての判断に戻るのではないか。

委員：議会は会派主義というか、5人以上いないと代表者会議に出られないとか、代表質問できないとか、1人であっても、2人であっても、3人であっても、会派としての集団をつくっているのだから、そこで使う政務活動費というのは、やはり会派に行くべきものだと思う。先ほど事務局が言われたように、会派に15万円渡されたものでも、会派が個人に委ねれば個人で使えると言っても、報告は会派が全部、書類を上げないといけないので、会派が責任を持たなければならないということである。

そこで会派として、こんなのは個人に委ねていいのかという意見が出ることもあるとは思いますが、それはそれぞれの会派が個人に委ねるに当たって、こういうことに使うようにとかというのをちゃんとしておかないと、会派で公開したときに、なぜこれが会派で使うべきお金なのか、使ってもよいのかという質問等が来る可能性があるということだと思う。

なので、今日いただいた資料で、全て議員、全て会派、議員と会派というのがあるので、委員の質問に答えられているかどうか分からないが、やはり会派で使うものというのが皆さんそれぞれあると思う。それを、先ほど言わせてもらったが、個人の割り勘で何百何十何円ずつというようにやるのか、会派でやるのかというと、僕は会派主義というのがあり、議会というのは会派をととても大事にするのだと思うので、会派分と議員分があってよいと思う。

委員が言われたように、そこを20万円と13万円にするとか、その辺は我々が条例改正をして変えればいい話で、以前、東日本大震災のときに、政務活動費を20%減らすというのがあって、会派分から減らそうと議会で決めて、会派分だけ減らしたということも過去においてはあるので、割合を変えるかどうかは我々が決めて、条例で変えたらいいことだと思うので、自由民主党の方の真意を知りたい。さっき言ったように、108万円では事務所費の半分が足りないのだから、もっと個人分を増やしてもらいたいという趣旨でこの意見が出てきたのかと僕も思ったので。割合を変えてくれということなのか、どういう意味なのかというのを自由民主党に教えてもらいたい。

委員に対しては、会派での活動というのは、逆に言うと、会派を組む以上、ないとおかしいと思う。なので、三重県議会において会派分と個人分があるというのはあるべき姿かなと思う。よその議会がどうしているかというのも一遍勉強したい、今度また教えてもらいたいと思う。

委員：桑名市議会も各会派に支給されていたので、よく理解できる。

ただ一方で、これを見ていくと、議員のみという枠で支給されている都道府県議会もあるし、会派の共通経費をどういうふうに会派の中で拠出していくかというのは、各会派でお考えいただくという考え方もあるのかなと思うが、ちょっとまだ会派についての理解がそんなに深くないので。

委員：やはり会派自体は、議会運営の効率化とか議員個々の政策活動の効率化のために多数でもって構成するということが一番根本的なところかなとは思う。

政務活動に関しても、やはり効率的な政務活動費の使用をしていくに当たっては、会派としてスケールメリットを生かすとか、先ほどファクスだとかコピー機だとかの話も出たが、そういうこととか、いろいろできると思うので、条例上幾ら幾らという区切りがなされたのだと思う。その幾ら幾らの区切りのところの過去の議論の経緯、経過というのは私も承知していないが、現状のところ、自由民主党から、何か効率的でないのではないかという部分について、もう少し論点を整理という用語弊があるかもしれないが、もう一度聞かせていただきたい。

委員：これは僕が意見を出させてもらった内容で、先ほど言った話である。他の会派の皆さんがどういう会派分の使い方をされているかというのは僕も正直知らなかったもので、今日皆さんからいろいろ聞いて、会派分に関しては、我々の会派だと、会派で研修へ行くときとかには使用できるのだが、個人のものも会派に関わる部分だったら、会派分で出せるといったこの辺りの捉え方がばらばらだったので、これについてはそれぞれの会派でしっかりと統一して、厳格に会派で使い方を決めたほうがいいんじゃないのかと思ったのだけれども、そもそも会派分の使い方は会派で決められるということを今知ったので、会派に持ち帰って、会派分の使い方をどうするかというところは議論させていただくので、このガイドラインのところはもういいかなと思っている。私個人で出したものなので。

委員：では、自由民主党におかれては、そういう現状だということをこのプロジェクト会議の中で共有できたので、一度持ち帰りをいただいて、再度意見として整理されるのであれば、またそこは次回お示ししたいと思うので、よろしくお願いします。

それでは、もうこれで最後だが、**資料1**の一番最後のところにある自由民主党からの会派意見で、国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費について参考にしてはどうかという趣旨の意見もいただいていたが、前回のプロジェクト会議で参考資料をお示しさせていただき、一定のいろんな意見もいただいたので、もう既に協議済みということでこの件については扱ってよいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そういうことで了承願いたい。

これで、各会派から提出された意見に対しての協議を終わらせていただく。

今回は、議会があまりないということもあって、9月頃に第4回プロジェクト会議を開催し、本日、お持ち帰りをいただいた上で報告をいただき、そして、それを集約して、資料として共有し、閲覧もいただきながら、再度協議をいただきたいと思っているので、御承知おきいただきたい。

具体的な日程については、後の委員協議で調整したいと思うので、よろしくお願いします。

本日協議いただく事項は以上だが、ほかに何かあるか。

全員：意見等なし。

委員：なければ、以上で本日のプロジェクト会議を終了する。